



健 福 第 1 8 3 号
平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

社会福祉法人四日市福祉会
理事長 柏木三穂様

四日市市長 田中俊



平成25年度社会福祉法人指導監査の結果について(通知)

平成25年10月9日に実施した指導監査の結果について、下記のとおり通知します。

なお、「改善事項」がある場合は、改善結果をこの通知を受理した日から2ヶ月以内に別紙様式により報告してください。

また、「指導事項」については、改善結果報告は必要ありませんが、当日係員が口頭で指導した事項と併せて、早急に改善してください。

記

改善事項

な し

指導事項

- 1 役員改選時には、その都度全員から「親族等の特殊の関係にある者に関する申立書」の提出を求めること。
- 2 改正経理規定の構成・文言等の整理・修正を行うこと。



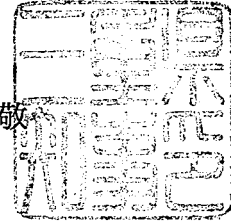
理事長	常務理事	施設長	か施設長	当
柏木				

事務担当：健康福祉部健康福祉課
東（あずま）、吉田

電 話 059-354-8281
ファックス 059-359-0288

社会福祉法人 四日市福祉会
理事長 柏木 三穂 様

三重県知事 鈴木 英 敬



平成25年度社会福祉施設指導監査の結果について(通知)

平成25年10月9日に貴法人に実施した指導監査の結果について、下記のとおり通知します。

なお、改善事項については、改善結果をこの通知を受領した日から2ヶ月以内に別紙様式により報告してください。

また、指導事項については、改善結果報告は必要ありませんが、当日係員が口頭で指導した事項と併せて、早急に改善してください。

記

指導監査施設 垂坂山ブルーミングハウス

(改善事項)

なし

(指導事項)

- 1 防災対策について、消防計画に基づき各種防災訓練や防災教育を実施すること。
- 2 防災設備について、業者による法定点検により、指摘された事項は早急に対応すること。
- 3 消防計画について、届出済みの図面が変更されているので、消防署に変更届を行う必要があるか確認すること。
- 4 給与規程について、初任給にかかる規定の見直しを検討すること。
- 5 緊急やむを得ず身体拘束行う場合については、緊急性、代替性、一時性を判断し、利用者及び家族に説明を行うこと。
また、身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録すること。
- 6 個別支援計画の策定について、利用者の意向を様々な角度から引き出し計画に反映させるとともに、多職種等が支援する計画になるよう努めること。
- 7 利用者の健康管理について、感染症対策委員会等を設置し、定期的を開催するよう努めること。

事務担当：健康福祉部福祉監査課

法人監査班

TEL 059-224-2258

FAX 059-224-2919



健づ第113号-2

平成25年11月5日

社会法人 四日市福社会
垂坂山ブルーミングハウス 施設長 様

四日市市保健所長

健康増進法第18条に基づく給食施設指導の結果について

平素は、保健衛生行政に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

先日の巡回指導では、ご協力ありがとうございました。

つきましては、結果を別紙のとおり報告します。今後、指導内容についてご検討いただき、さらに給食の充実を図られますようお願いいたします。

事務担当

四日市市保健所 健康づくり課

市川

住所 四日市市諏訪町1-5

TEL 059-354-8291

FAX 059-353-6385

給食施設栄養指導票

平成25年10月9日

社会福祉法人四日市福祉会

垂坂山ブルーミングハウス 施設長 様

所 属 四日市市保健所健康づくり課

栄養指導員名 市川 恵子

<指導内容>

- ① 納品時の原材料の品温が高いものが散見されましたので、納品業者と協議し、適正に納品される体制を整えてください。
- ② 味噌汁の塩分量について、適正であるか見直しをお願いします。
- ③ 感染症予防マニュアル、食中毒予防マニュアル等衛生面のマニュアルについて厨房職員も定期的に内容を確認するようにしてください。
- ④ 非常時にスムーズな食事提供を行うため、現在の備蓄品に内容と量の見直しを行ってください。また、非常時の対応についてはライフラインや厨房内の安全確認、どのような食事が提供できるかの判断を行うための参考となるマニュアル等の整備及び充実に努め、万が一に備えてください。
- ⑤ 同一敷地内で同じ食事を提供しているランチ、ラポールの検食記録についても栄養士が確認し、今後の栄養管理につなげてください。

調査項目：管理栄養士・栄養士の配置、栄養管理 (調査したものに○)

- 1 管理栄養士必置知事指定施設には、管理栄養士が配置されているか。
- 2 特定給食施設には、管理栄養士又は栄養士を配置するように努めているか。
- ③ 給食利用者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行なうとともに、これらの評価を行なうように努めているか。
- ④ 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めているか。
- ⑤ 献立等の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行なっているか。
- ⑥ 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けているか。
- ⑦ 衛生の管理については、食品衛生法（昭和22年法律第223号）その他関係法令の定めるところによる。

施 設 の 状 況

- ・ 管理栄養士1名、栄養士1名配置
- ・ かすみヶ浦ブルーミングハウス、通所施設（ランチ、ラポール）の分も調理を行っている。
- ・ 会議には系列の各施設から関係者が出席し、情報共有に努めている。また、個人への対応は朝礼で随時情報共有している。
- ・ 肥満、やせともに多く見られ、個別対応で食事量の調整を行っている。

- ・ 給与栄養目標量は個々人の性別、年齢、身長、体重から算出した必要量で極端に目標量が高い人、低い人を除いて、荷重平均で算出。今後も、身体状況の推移を参考に定期的な見直しが必要。
- ・ 味噌汁は1食に味噌13gで塩分相当量1.7gと高い。
- ・ 災害時等非常時の備蓄品については、主食が中心なため、現在の備蓄量で対応が可能か要検討。また、非常の際、どのような対応や動きが必要かを例示したマニュアルの整備・充実を行い、万が一に備えることが望まれる。

巡回 来所・電話

特別の栄養管理が必要な施設の指定等について
指定 (有) (無)

管理栄養士又は栄養士の配置について

管理栄養士の配置 (有) (無) 栄養士の配置 (有) (無)

前回の指導事項、改善状況

前回指摘事項

- ① 検食簿は施設長等責任者に回覧し、確認印を残すように努めてください。
- ② 非常時にスムーズな食事提供を行うため、現在の備蓄品に内容と量の見直しを行ってください。また、非常時の対応についてはライフラインや厨房内の安全確認、どのような食事が提供できるかの判断を行うための参考となるマニュアル等の整備及び充実を努め、万が一に備えてください。

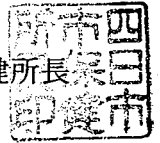
上記2点のうち①については改善を確認しました。②については、再度検討し、体制整備をお願いします。



健づ第113-(2)号-2
平成25年11月5日

社会法人 四日市福祉会
かすみヶ浦ブルーミングハウス 施設長 様

四日市市保健所長



健康増進法第18条に基づく給食施設指導の結果について

平素は、保健衛生行政に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。
先日の巡回指導では、ご協力ありがとうございました。
つきましては、結果を別紙のとおり報告します。今後、指導内容についてご検討いただき、さらに給食の充実を図られますようお願いいたします。

事務担当

四日市市保健所 健康づくり課

市川

住所 四日市市諏訪町1-5

TEL 059-354-8291

FAX 059-353-6385

給食施設栄養指導票

平成25年10月9日

社会福祉法人四日市福祉会

かすみヶ浦ブルーミングミングハウス 施設長 様

所 属 四日市市保健所健康づくり課

栄養指導員名 市川 恵子

<指導内容>

- ① 給食日誌の記録手順も見直してください。
- ② 味噌汁の塩分量について、適正であるか見直しをお願いします。
- ③ 感染症予防マニュアル、食中毒予防マニュアル等衛生面のマニュアルについて 厨房職員も定期的に内容を確認するようにしてください。
- ④ 非常時にスムーズな食事提供を行うため、現在の備蓄品に内容と量の見直しを行ってください。また、非常時の対応についてはライフラインや厨房内の安全確認、どのような食事が提供できるかの判断を行うための参考となるマニュアル等の整備及び充実に努め、万が一に備えてください。

調査項目：管理栄養士・栄養士の配置、栄養管理 (調査したものに○)

- 1 管理栄養士必置知事指定施設には、管理栄養士が配置されているか。
- 2 特定給食施設には、管理栄養士又は栄養士を配置するように努めているか。
- ③ 給食利用者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行なうとともに、これらの評価を行なうように努めているか。
- ④ 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めているか。
- ⑤ 献立等の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行なっているか。
- ⑥ 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けているか。
- ⑦ 衛生の管理については、食品衛生法（昭和22年法律第223号）その他関係法令の定めるところによる。

施 設 の 状 況

- ・ 垂坂山ブルーミングミングハウスで調理したものを運び、必要に応じて再加熱後、盛り付けて提供している。(統一献立) 栄養士・管理栄養士の配置はないが、垂坂山ブルーミングミングハウスの栄養士・管理栄養士が栄養管理を担当している。
- ・ 会議には系列の各施設から関係者が出席し、情報共有に努めている。また、個人への対応は朝礼で随時情報共有している。
- ・ 給与栄養目標量は個人への性別、年齢、身長、体重から算出した必要量で極端に目標量が高い人、低い人を除いて、荷重平均で算出。今後も、身体状況の推移を参考に定期的な見直しが必要。

- ・ 給食日誌は、記載内容の中にパソコンでデータが入力されているもの、手書きのものがあるが、時系列で考えると矛盾がある。定められた時間に必要な内容を記録しているのか、確認が必要。
- ・ 味噌汁は1食に味噌13gで塩分相当量1.7gと高い。
- ・ 災害時等非常時の備蓄品については、主食が中心なため、現在の備蓄量で対応が可能か要検討。また、非常の際、どのような対応や動きが必要かを例示したマニュアルの整備・充実を行い、万が一に備えることが望まれる。

巡回 来所・電話

特別の栄養管理が必要な施設の指定等について
指定 (有)

管理栄養士又は栄養士の配置について

管理栄養士の配置 (有) 栄養士の配置 (有)

前回の指導事項、改善状況

前回指摘事項

- ① 検食簿は施設長等責任者に回覧し、確認印を残すように努めてください。
- ② 非常時にスムーズな食事提供を行うため、現在の備蓄品に内容と量の見直しを行ってください。また、非常時の対応についてはライフラインや厨房内の安全確認、どのような食事が提供できるかの判断を行うための参考となるマニュアル等の整備及び充実を努め、万が一に備えてください。

上記2点のうち①については改善を確認しました。②については、再度検討し、体制整備をお願いします。